

米津老人保健施設

(指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護事業)

運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人米津会が開設する介護老人保健施設「米津老人保健施設」(以下「事業所」という)が行う指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定短期入所療養介護の提供に当たって、事業所の従業者等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たって、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、要支援者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)名称 米津老人保健施設
- (2)所在地 西尾市桜町4丁目31番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(介護予防分については合算して表記している。)

(1) 管理者 1名(常勤兼務、医師と兼務)

管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 従業者

別に定める米津老人保健施設運営規程第4条(2)に定める職種及び員数のとおりとする。

従業者は、指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の提供を行う。

(短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料等)

第5条 指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の内容は次のとおりとし、指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を提供した場合の利用料の額は、介接報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。利用定員は別に定める米津老人保健施設運営規程第5条の空床を利用する。なお、認知症ケア加算棟の利用者は、認知症日常生活自立度判定基準Ⅲ、Ⅳ、又は M に該当し、医師が認知症ケア加算棟における処遇が適切と認めた場合に利用する。

(1) 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話

(2) 機能訓練及びその他必要な医療

(3) 健康チェック

(4) 送迎

2 第6条の送迎の事業の実施地域を越えて行う指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から自宅までについて、次の額を徴収する。

① 実施地域を越えた地点から、片道5km未満 500円

② 実施地域を越えた地点から、片道5km以上 1km超す毎に100円追加

3 その他の費用

事業所は前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける事ができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額と事業所設定金額とのどちらか低い額とする。

一) 滞在費 380円(1日あたり) 多床室(空床利用)、1,688円(1日あたり) 従来型個室(空床利用)

二) 食費 2,150円(1日あたり) 朝食450円、昼食830円、おやつ120円、夕食750円を徴収する。

三) 理美容代 実費

4 利用者は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

5 利用者は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容及び費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。

6 日常生活における通常必要となる費用として利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第6条 通常の送迎の実施地域は、西尾市(離島及び旧幡豆町を除く)の区域とする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第7条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- (2) 入所生活においては、事業所の規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- (3) 共有の設備・備品は他の迷惑にならないように利用する。

(非常災害対策)

第8条 事業所は、防火管理について責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年2回以上)実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用研修 採用後6か月以内
 - (2) 継続研修年1回
- 2 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含

むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人米津会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 12 月 24 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する

この規定は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。